

福祉・介護職員処遇改善計画書（平成 31 年度届出用）

（ 算定する加算：  福祉・介護職員処遇改善加算 /  福祉・介護職員処遇改善特別加算 ）

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号

事業者・開設者	フリガナ	シャカイフクシホウジン ロングラン		
	名称	社会福祉法人 ロングラン		
主たる事務所の所在地	〒	945-0052		
		新潟県 柏崎市錦町5-20		
	電話番号	0257-21-5090	FAX番号	0257-21-5093
事業所等の名称	フリガナ		提供するサービス	
	名称	別紙一覧表による		
事業所の所在地	〒			
	電話番号		FAX番号	

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 算定する加算の区分	福祉・介護職員処遇改善加算 ( I )
② 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算算定対象月	平成 31 年 10 月 ~ 平成 32 年 3 月
③ 平成 31 年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の見込額	10,219,800 円
④ 賃金改善の見込額 (i-ii)	10,724,250 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	59,760,984 円
ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	49,036,734 円

加算 ( I ) の上乗せ相当分を用いて計算する場合

⑤ 平成 31 年度福祉・介護職員処遇改善加算の見込額(加算 ( I ) による算定額から加算 ( II ) による算定額を差し引いた額)	円
⑥ 賃金改善の見込額 (iii-iv)	0 円
iii) 加算 ( I ) の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円
iv) 初めて加算 ( I ) を取得する月の前年度の賃金の総額	円

賃金改善の方法について

⑦ 賃金改善実施期間	平成 31 年 10 月 ~ 平成 32 年 3 月
※原則各年4月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてならない	
⑨	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。)  ・正職員、契約職員の基本給を一律月額2万円アップする【新卒の基本給アップのため、賃金ベースをアップする必要があるため】 ・アパート居住者が増えてきた事、ならびに将来の住宅取得、修繕などを目的として、処遇改善手当を新設し、正職員、契約職員に一律月額1.5万円支給する ・役職手当の増額(2万円)、新設(1万円)ならびに資格手当(介護福祉士・社会福祉士各0.5万円)の新設する

- ※ 加算 ( I ) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④は③又は⑥は⑤を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii )、⑥ iv ) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数を合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
  - ・添付書類 1 : 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表(指定権者)
  - ・添付書類 2 : 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の1覧表(都道府県毎)
  - ・添付書類 3 : 計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等に係る都道府県の一覧表